

平成18年第4回東大和市議会定例会会議録第29号

平成18年12月19日(火曜日)

出席議員 (22名)

1番	粕谷久美子君	2番	大后治雄君
3番	長瀬りつ君	4番	二宮由子君
5番	森田憲二君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	押本治雄君
9番	石川庄太郎君	10番	関野杜成君
11番	西川洋一君	12番	藤原宏子君
13番	関田貢君	14番	関田正民君
15番	木下光雄君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	松浦誠君	20番	下条学君
21番	小林知久君	22番	尾崎保夫君

欠席議員 (なし)

事務局職員 (3名)

事務局長 石川和男君
主事 三浦文一君

議事係長 小島裕治君

出席説明員 (12名)

市長 尾又正則君
収入役 岸永通君
企画財政部長 浅見敏一君
市民部長 高杉豊君
福祉部長 関田実君
学校教育部長 並木清志君

助役 小飯塚謙一君
教育長 佐久間栄昭君
総務部長 渡辺和之君
生活環境部長 内野章君
都市建設部長 氏井博君
社会教育部長 榎本豊君

議事日程

[厚生文教委員会審査報告 日程第1]

第1 18第12号陳情 患者負担増の凍結・見直しに関する陳情

[建設環境委員会審査報告 日程第2]

第 2 18第 6号陳情 「東京都薬用植物園」の存続について、東京都知事への意見書提出を求める陳情
〔交通問題対策調査特別委員会調査報告 日程第3〕

第 3 交通問題対策調査特別委員会調査報告について

第 4 議第7号議案 東京都薬用植物園存続を求める意見書

第 5 議第8号議案 社会福祉法人多摩大和園の信頼回復に向け、「さくら苑」の早期改革を求める決議

第 6 閉会中の特定事件調査について

第 7 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第7まで

午前 9時29分 開議

○議長（松浦 誠君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 18第12号陳情 患者負担増の凍結・見直しに関する陳情

○議長（松浦 誠君） 日程第1 18第12号陳情 患者負担増の凍結・見直しに関する陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、厚生文教委員会委員長、佐村明美議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 佐村明美君 登壇〕

○17番（佐村明美君） ただいま議題に供されました18第12号陳情 患者負担増の凍結・見直しに関する陳情について、厚生文教委員会の審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、平成18年12月14日に開催し、説明員に助役ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

主な質疑は次のとおりです。

初めに、社会的入院とみなされるのが医療区分1に当たる人だと考えて、そういう人たちが食費、居住費全額自己負担ということになって払えなくなり家に戻れるのか。逆に老健に行けるのかといえば老健は満床である。グループホームなどで栄養管理が果たしてできるのか。在宅としてあるのかという問題がある。在宅療養についてどうとらえているのかとの質疑に対し、在宅療養になると介護保険を御利用いただくことということになる。在宅療養管理指導というのがあり、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅訪問して管理をしていくというサービスがあるので、これらを利用していただくことになると答弁がありました。

次に、今回医療改革の中で目玉になって改革される医療区分の1の人たちが地域に帰ってきたときどう対処するか。その受け皿と10月から東大和病院が在宅介護の24時間体制に入ったがどのように考えているのかとの質疑に対し、平成24年度までに各施設を整備していくということが国の方で言われている。現在考えられる受け入れ施設としては、老人保健施設、ケアハウス、グループホーム、あと在宅で在宅療養支援を受けながらということが言われている。24年、第4期介護保険計画の中で、これらの受け入れ態勢の整備を検討しているという話もあるので、全体の動きを見ながら検討していきたいと考えていると答弁がありました。

次に、この療養病床がこの6年の間に全廃された場合、その方々の行く先を市ではつかんでいるのか、東大和市で特養ホームへの入所待ちの方は実際どのくらいいるのかとの質疑に対し、介護療養病床に45人入所している。市内の特別養護老人ホームの待機者数は18年10月現在で229名である。介護度別には介護度5が22、4が71、3が60、2が41、介護度1が26、それ以下の要支援の方たちが9という状況であると答弁がありました。

次に、施設から在宅へという考え方には賛成だ。医療費の削減という医療制度改革の視点からだけではなく、人生の価値観を高めていくという部分で、自分の身近な場所で一生を送っていくという態勢をつくっていくべきであると思っている。大きな意味での療養病床の削減計画に対しては賛成であるが、療養病床に入っていた方へのフォローの態勢をこの5年で作っていくかなくてはいけない。どう見ているのか。特養に限定しない市の介護保険の態勢整備の考え方はどうかとの質疑に対し、介護保険で療養型に入所されている方が退所した場合の対応は、地域ケア構想の策定が都道府県でされる。それを受けて第4期の介護保険事業支援計画を策定する。これは21年から23年度の計画で、市もそれを受けて介護保険計画の3期が20年で終わるので、同じ年度でつくる。その中で必要者の出現率やそれに沿った施設なりサービスの整備計画をつくっていくということになると答弁がありました。

次に、療養病床の削減計画はひとまず凍結をする。医療改革法の療養型ベッドの全廃は、財政的な問題が先にあると思うが、そういうことよりも先に具体的な一人一人の問題が考えられる。高齢介護課の窓口にたくさんの方が毎日のように来ておられるが、実態としてどんなことを聞いているのかとの質疑に対し、特別養護老人ホームに入所したいということで窓口で御相談に見えられる方はかなりいると答弁がありました。

次に、医療制度改革法、関連法の内容で、再編成によって地方、東京都が再編成するに当たっての23万床の計画等の話も出ているけれども、当市では第4期介護保険の改革計画の中で、23万人の再編成に対して、在宅でもきちんとした支援を受けられるような形の編成を行っていくというような計画はどうかとの質疑に対し、国の方で出されている数字で説明すると、医療保険適用の療養病床が25万床、介護保険適用が13万床、合わせて38万床という数字が出ている。それを最終的に医療保険適用の方が15万床、残りが23万床になるが、これを老人保健施設、ケアハウスとか特別養護老人ホーム、グループホームなどの施設系と、あと在宅という形で受け皿を整備していくということが、一応国の方では示されていると答弁がありました。

討論を終了し、採決の結果、起立少数で、18第12号陳情 患者負担増の凍結・見直しに関する陳情は、不採択と決しました。

報告は以上でございます。

議長におかれましては、よろしくお取り計らいのほど、お願いいたします。

〔厚生文教委員会委員長 佐村明美君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔12番 藤原宏子君 登壇〕

○12番（藤原宏子君） 12番、藤原宏子です。日本共産党議員団を代表して18第12号陳情 患者負担増の凍結・見直しに関する陳情について、採択に賛成する立場から討論を行います。

陳情の要旨は3点にわたっていますが、これは6月に可決、成立した医療改革関連法の内容が、高齢者、重症患者への負担増を生み出している中で、特に療養病床の大幅削減と高齢者の病院追い出しともいえる改正内容にかかわって、この削減計画を凍結するよう、また介護保険事業計画を見直し、介護保険事業を充実させるよう意見書を市議会として提出してほしい。さらに医療、介護、福祉制度と施設等の基盤の充実を求める陳情であります。

陳情の理由にも述べられておりますが、長期療養を必要とする患者が利用する療養病床は、現在介護型、療養型合わせて38万床、改革法では、このうち介護型13万床を今後6年間で全廃、さらに医療型の25万床を10万床削減し、合計23万床を削る計画を打ち出しています。政府は、療養病床を老健施設や有料老人ホームに転換するなどと言っていますが、老健施設は経管栄養など医療対応が必要な高齢者に対応できないとか、また有料老人ホームは低所得者が入れないなどの問題点がマスコミや関係者からも指摘されております。また国会の参考人質疑や地方公聴会でも、このままでは介護難民や医療難民が生まれかねない。その他病床が廃止さ

れても住宅に戻れないという人が大量に出てくるなどの批判も続出しました。

政府は、法に先立つ診療報酬の改定で、療養病床に入院する人の医療の必要度を3段階に区分し、区分の低い患者の診療報酬を区分が高い患者の約半分に切り下げる改定を進め、これによって大幅減収となった病院が患者の退院促進を余儀なくされ、退院させられた患者の退院後の悲劇も実際に起こっているところです。病院と在宅施設の谷間を埋める地域施設は不足しており、退院を勧められた家族は老老介護であったり、退院をしてもいつ病状が悪化するかわからない、帰れる場所がないなど多くの例があります。

このような状況の中で、本陳情は採択をして意見書を陳情の要旨に沿って提出すべきであると考えます。また医療、介護、福祉の施設と基盤整備についても早急に充実すべきであると考えますので、本陳情の採択に賛成するものであります。

[12番 藤原宏子君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

18第12号陳情 患者負担増の凍結・見直しに関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松浦 誠君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

日程第2 18第6号陳情 「東京都薬用植物園」の存続について、東京都知事への意見書提出を求める陳情

○議長（松浦 誠君） 日程第2 18第6号陳情 「東京都薬用植物園」の存続について、東京都知事への意見書提出を求める陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、建設環境委員会委員長、関田正民議員の報告を求めます。

[建設環境委員会委員長 関田正民君 登壇]

○14番（関田正民君） 18年第4回市議会建設環境委員会報告をいたします。

ただいま議題に供されました18第6号陳情 「東京都薬用植物園」の存続について、東京都知事への意見書提出を求める陳情について、建設環境委員会の審査経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、平成18年9月15日と11月17日に開催し、説明員に助役ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

この薬用植物園についての行政評価として、平成6年3月に評価が発表され、またことしの4月ごろ全国で放映された内容の中で、秋田県で野草を食べて中毒を起こしたことがありました。薬用植物園の検査結果が全国ネットで放映された経緯もあり、ここまで整備された施設というのは、随一この薬用植物園が、その存在の意義ある施設だろうと思っている。これらについて東京都はどのような方向で動いているかの質問に、18年1月に公表された内容につきましては、総合評価として薬事監視のための試験検査、あるいは研究における植物

の栽培上の必要性を精査し、施設のあり方について廃止を含めて根本的に見直す必要があるという知事本局の結果が出た。現在のところ東京都では見直しの調査を行うという状況ですという回答がありました。

また近隣市の状況と状態が現時点で何かわかりましたらとの問いに、地元の小平市が市として、また市議会として要望書、また意見書を提出している。また隣接する当市と立川市に対して、これらの機能存続と都市計画公園の実現に向けた事務連絡会を設立したいという呼びかけがあり、9月11日に設立したところです。その他につきましては、都議会各会派で要望等を出していることを承知している。ほかについては情報は入っていませんとの回答がありました。

ここを残してほしい希望があつて参加するののかとの問いに、当然そこは従前どおり引き続き薬草園として残したいと思っていますとの回答がありました。

14年、15年、16年、訪問者が10万人を超えているすぐれた施設である。またこの園の持っている薬草の研究など、ぜひ存続という方向でいけば、同調していく必要があるのではないかと思います。

また資料要求があり、1点目は薬用植物園の運営状況、2点目は国の他の薬用植物園類似施設の運営の状況、3点目は都議会各会派の申し入れなど、4点目は小平市長と小平市議会の意見書、以上、4点の資料要求がありました。

あわせて継続審査の動議が出され、継続審査となりました。

11月17日に、継続審査になっている18第6号陳情について審議いたしました。

議長に委員派遣承認要求をし、委員会を暫時休憩し、薬用植物園の事業内容及び施設の調査に行った後、前回の委員会で要求しました資料についての説明を市側に求めました。

最初に薬用植物園の運営状況についての説明があり、東京都の事業目的として、ケシ、大麻についての生薬や漢方製剤を構成する薬用植物、ハーブ及びこれらの関連植物を整備し、栽培技術研究等も行っている。薬事行政の適正な執行並びに都民医療水準の向上に寄与するというを目的に設置されているとのこと。また事業費として、事業規模について平成14年から17年度の歳出額は約3,000万円計上されている。また常勤職員は定員5人だが、現在は7人である。また総経費は17年度で9,851万5,000円である。また国・都における類似施設の研究機関ということで、独立行政法人医薬基盤研究所薬用植物資源研究センターというものがある。これらについては北海道の研究部、筑波研究部、和歌山研究部、それから種子島研究部の4カ所あるということです。ほかには富山県の薬用植物指導センターがあり、ここでは薬用植物の栽培及びまた薬事関係の啓発事業を行っている等の資料説明が終わり、質疑に入りました。

植物園が私たち市民にいかにより有益な仕事をやっているか改めて感じた。また基準植物という名で気になったんですが、脱法ドラッグのもとになる植物の判定基準、これを取り締まり機関が見分ける検証をする話も聞いた。また犯罪者がいろんな形の製法でやってくる。それを上回る研究も必要と思い、またこの施設の重要性を深く感じ、存続をお願いしたいという意思を強く持ちました。

他の委員から、この薬用植物園の東京都の部局での管轄の違いによって行政評価されてしまった結果に問題があるのではないかと。この辺は都議会各党で申し入れているので十分にやっていただけたらと思う。また東京都の施設であると考えれば、大事な施設であると思いますので趣旨には賛同できると思います。そのように検討していただきたい。

以上のように質疑を経て、討論なく、18第6号陳情「東京都薬用植物園」の存続について、東京都知事への意見書提出を求める陳情を採択と決しました。また意見書につきましては正副委員長一任となりました。

以上で建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔建設環境委員会委員長 関田正民君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

18第6号陳情 「東京都薬用植物園」の存続について、東京都知事への意見書提出を求める陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

日程第3 交通問題対策調査特別委員会調査報告について

○議長（松浦 誠君） 日程第3 交通問題対策調査特別委員会調査報告について、本件を議題に供します。

本件につきましては、交通問題対策調査特別委員会委員長、石川庄太郎議員の報告を求めます。

〔交通問題対策調査特別委員会委員長 石川庄太郎君 登壇〕

○9番（石川庄太郎君） ただいま議題に供されました交通問題対策調査特別委員会調査報告について御報告いたします。

交通問題対策調査特別委員会は、平成17年第1回東大和市議会臨時会において設置され、議会として幅広く市内外の交通問題を調査し、市民の利便性の確保に向け調査することを調査事項として付託されたものであります。

本特別委員会は、平成17年5月30日に第1回の委員会を開催した後、合計16回の委員会を開催して調査を行い、平成18年11月15日に調査を終了しましたので、ここに御報告するものであります。

報告に当たっては、交通問題対策調査特別委員会調査報告書を朗読し、本委員会の報告とさせていただきます。

平成17年第1回東大和市議会臨時会において交通問題対策調査特別委員会が設置され、「議会として幅広く市内外の交通問題を調査し、市民の利便性の確保に向け調査する」件が当委員会に付託されました。

当委員会においては16回の委員会を開催し、コミュニティバスを中心に民営バス、駐輪場等について調査を行い、その結果を取りまとめたので、ここに報告するものであります。

なお、平成18年10月26日に委員会協議会を開催し、西武バス株式会社から、市内の循環バスの運行状況、その他についての説明を求めた。

1、はじめに。

高齢化が進む中で、自転車や自家用車でみずから移動することが困難となる市民の数は、今後ふえ続けていくこととなる。コミュニティバス、民営バスについて検討する場合は、このことを考慮に入れることが必要となる。

平成15年2月に運行を開始した当市のコミュニティバスは、当初の運行目的である交通空白不便地域の解消や、高齢者の移動手段の確保について一定の成果を上げているが、市民の多くが運行回数の増加など利便性の向上を望んでいるところである。

新堀、清原、芋窪地域など行政境に残る交通空白不便地域の市民、あるいは桜が丘3、4丁目など市内公共施設への交通の便が悪い地域の市民からは、運行ルートの変更や拡充、交通の便の確保を望む声が寄せられている。

市民の移動手段を確保し、交通の利便性向上を図ることは、市民相互の交流促進にもつながるものであり、コミュニティバスと市内を運行する民営バスの果たす役割は、非常に大きいものがある。

2、コミュニティバスについて。

多くの市民は、コミュニティバスのさらなる利便性の向上を望んでいる。市においては検討組織を発足させ、新たな市民ニーズを把握した上で運行ルートの拡充、収益の改善、モノレールや民営バスのスムーズな乗り継ぎを図るなど、利便性の向上へ向けた総合的な検討を進めるべきである。

検討組織を発足させるに当たっては、コミュニティバスに限らず、民営のバス路線も含めて市内全体の交通利便性の確保を検討することが必要であり、検討組織の構成員の中には民営バス事業者を加えるべきである。

運行ルートに関しては、市民の公平性の観点を踏まえながら、交通不便地域の解消を目指すとともに、それらの地域の市民をより交通の便のよい駅へ誘導する視点が必要である。都市計画道路3・4・26号線が開通した場合には、現行ルートを手直しし、東大和市駅への乗り入れを実現するべきである。

また、芋窪地域については、平成18年4月下旬に開通した都市計画道路3・3・30号線へのルート変更を検討すべきである。

なお、都市計画道路3・3・30号線の開通した部分には、立川方面へ通じる民営バスを導入することも、地域の交通の利便性向上に寄与するものと思われる。

他方、東京街道団地の建て替え事業が進む中で、周囲道路の整備もあわせて行われており、幅員の拡幅が図られつつある。この地域は従来幅員が狭いため、コミュニティバスの乗り入れが困難とされていたものがあるが、今後道路整備がさらに進んだ段階では、新堀、清原地域への乗り入れも検討する必要がある。

運行経費に関しては、収益の改善へ向けた取り組みが必要である。コミュニティバス運行に要する市の財政負担は、年間約3,100万円であり、東京都の補助対象期間（36カ月）が終了したので、全額を市が負担することとなった。

人口が多く利用者の見込める地域へのルート設定を検討するとか、全国におけるコミュニティバス運営の事例を調査するなどして利用者をふやすための方策を研究し、市の財政負担軽減に努めるべきである。

コミュニティバスは、運行を開始してから約4年が経過した。この間道路事情や民営バスの運行状況に変化が生じてきている。市においては、コミュニティバス運行開始後5年を経過した時点で運行ルート等の見直し

をずるとしているが、その期間を待たず、市内を運行するバスの運行状況を精査し、さらにより多くの市民ニーズを把握して、市内交通網全体を見渡した中での種々の見直しに早期に着手することが望まれる。

見直しをするに当たっては、コミュニティバスの運行や循環バスのあり方について、利用者の意見、要望、バス利用状況についてのニーズ調査をしっかりと行うことが重要である。

また、コミュニティバスは市民全体の足としての役割が果たせるよう、市域全体をカバーできるような運行ルートの設定、例えば「8」の字形に市内を運行するようなルートの設定などを検討すべきである。

3、市内循環バス等について。

規制緩和のもとで、民営のバス路線がたやすく廃止されたり、運行本数が減らされたりしている現状がある。市民の交通利便性の観点からは非常に大きな問題である。民間企業である以上、経営面を度外視できないということはあるが、バス事業者には公共交通機関としての役割があり、その責務を果たしていくことを切に期待するものである。

市においても市民全体の交通の便を考慮して、玉川上水駅、東大和市駅から市役所、体育館、（仮称）総合福祉センター、市民会館などの公共施設を結ぶバス路線を市民要望に基づいて検討し、西武バス1社に限らず、他のバス事業者にも運行の可能性を働きかけることを望むものである。

また、西武バスが運行している市内循環バスルートは、かつてコミュニティバス導入時に検討したルートの一つに非常に近いものとなっており、本来コミュニティバスが果たすべき役割をルートの的に担っているということが言える。

この路線は、病院、市役所、モノレール駅を経由するものであり、これ以上運行回数を減らすことなく、むしろ充実させる形で存続を図り、市と西武バス両方で市民の足として交通の利便性を確保していくことが必要である。そのため、助成策の導入についても検討すべきである。

なお、武蔵村山市のMMシャトルのルート設定問題については、武蔵村山市へ繰り返し申し入れを行い、早期解決に努めるべきである。

さらに、市民の交通の利便性を考えた場合、周辺各市のコミュニティバスと相互乗り入れを行うことには意義があると認められるので、今後においてその実現に努力することを望むものである。

4、駐輪場、移送サービス等について。

（1）駐輪場について。

市内各駅周辺に設置した市の駐輪場は、利用者の数に見合った収容台数が確保されていないため、詰め過ぎによる自転車の損傷や、はみ出し駐輪による歩行者の安全通行阻害などの問題を来している。

市においても整理員や指導員を配置するなどして一定の努力を行っている点は評価できるが、この問題は整備計画をきちんと立てて解決を図っていくことが必要であると考えられる。

また、鉄道事業者に対しては、利用者の駐輪場確保の責務を果たすよう、市において強く交渉することを望むものである。

（2）移送サービスについて。

移送サービスについては、障害者や高齢者向けに民間の事業者・団体により有償サービスが実施されており、現状においてはサービスの需要を満たしていると思われる。今後においては、妊婦や子供連れなど幅広い弱者への対応が期待される。

（3）その他。

市内の道路における交通安全対策を考える上では、交通量や通行する車両の利用目的を把握しておくことが大切である。痛ましい事故が起きないよう一定の調査をし、まちづくりに反映させていくことが望ましい。

芋窪の青梅街道の縁にある立川バスの折り返し場は、バスの出入りが多い。現地は通学路にもなっており、登下校時には交通擁護員が配置されているが、事故防止の万全を図るため、バス事業者においても車両誘導員を置くよう市は要請すべきである。

5、おわりに。

本委員会は、市民の交通利便性の確保に向け、コミュニティバスを中心に幅広く市内外の交通問題を調査してきたところであるが、その内容については以上本報告書に記載したとおりである。

本報告書において指摘した事項は広範多岐にわたるものであるが、それらが一日も早く解決し、市民の交通利便性向上がより一層図られることを望むものである。

以上をもちまして、交通問題対策調査特別委員会に付託された調査事項についての報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

[交通問題対策調査特別委員会委員長 石川庄太郎君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

交通問題対策調査特別委員会調査報告について、本件を委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本件を委員長報告のとおり決定いたします。

お諮りいたします。

交通問題対策調査特別委員会の調査は、本日をもって終了としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、交通問題対策調査特別委員会の調査を終了と決めます。

○議長（松浦 誠君） 日程第4 議第7号議案 東京都薬用植物園存続を求める意見書、本案を議題に供します。

お諮りいたします。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第7号議案 東京都薬用植物園存続を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第5 議第8号議案 社会福祉法人多摩大和園の信頼回復に向け、「さくら苑」の早期改革を求める決議

○議長（松浦 誠君） 日程第5 議第8号議案 社会福祉法人多摩大和園の信頼回復に向け、「さくら苑」の早期改革を求める決議、本案を議題に供します。

お諮りいたします。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第8号議案 社会福祉法人多摩大和園の信頼回復に向け、「さくら苑」の早期改革を求める決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第6 閉会中の特定事件調査について

○議長（松浦 誠君） 日程第6 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

建設環境委員会から、お手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第7 議員派遣について

○議長（松浦 誠君） 日程第7 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び会議規則第155条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおりに閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（松浦 誠君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成18年第4回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前10時 4分 閉議・閉会